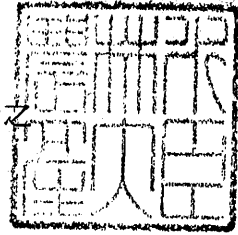


15消安第3008号
平成15年10月31日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 亀井 善之



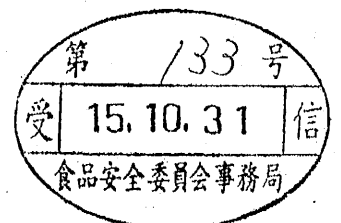
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される第23条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての承認をすること

イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤
（ノックベイト）

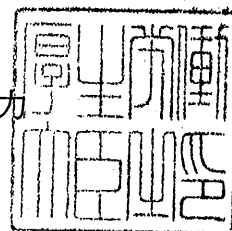


大

厚生労働省発食安第1031001号
平成15年10月31日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第2項及び第83条の4第3項の規定に基づき、平成15年10月31日15消安第3009号及び15消安3010号にて、農林水産大臣から厚生労働大臣あて意見を求められたものであり、その資料は平成15年10月31日15消安第3008号にて、農林水産大臣から食品安全委員会委員長あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第7条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

イミダクロプリド

